

岩手県告示第491号

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第48条第9項の規定により変更があったものとみなされた次の都市計画の図書の写しについて大槌町から送付があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

令和元年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1 種類 都市計画施設（一団地の住宅施設）
- 2 名称 一団地の住宅施設（安渡地区）、一団地の住宅施設（赤浜地区）